れんが造、石造又はブロック造のもの	四一
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三六
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三八
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
公衆浴場用のもの	三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	三八
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
公衆浴場用のもの	二七
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	三〇
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二七
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
公衆浴場用のもの	一九
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	二二
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	一九
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七

公衆浴場用のもの	一五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一七
その他のもの	一七
木造又は合成樹脂造のもの	二四
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二〇
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一二
木骨モルタル造のもの	二二
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二〇
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一五
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一一
公衆浴場用のもの	一一
簡易建物	一〇
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフイングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	六
蓄電池電源設備	一五
その他のもの	一五
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	一三
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一五
その他のもの	一五
昇降機設備	一七
エレベーター	一五
エスカレーター	一五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二